

中区子育てひろば私立常設園 新規実施園募集要項

1 募集にあたって

子育てひろば私立常設園（以下、「私立常設園」という）は、在宅の子育て家庭への支援のため、保育所等において、地域の未就学児童とその保護者へ園庭・園舎の開放、子育て相談、情報提供等を行う事業です。

このたび、中区内で新たに実施する認可保育所を募集します。

2 子育てひろば私立常設園の事業概要

(1) 目的

当事業は、就学前児童とその保護者が気軽につどい、同じような不安や悩みを持つ仲間との交流・団らんの場の提供等を促進することにより、保護者の子育ての不安や悩みの解消、乳幼児期の子どもの健やかな成長及び地域の育児力の向上を図ることを目的として実施しています。

(2) 事業内容

事業実施決定後、実施園において、次の「認定こども園及び保育所地域子育て支援事業」の全てを実施していただきます。

- | | |
|------------------|------------------|
| ①育児相談（5日以上/週） | ⑤子育てに関する情報の提供 |
| ②育児講座（4回以上/年） | ⑥子育てサークル活動等の育成支援 |
| ③交流保育（12回以上/年） | ⑦その他育児支援に関すること |
| ④施設の地域開放（3日以上/週） | |
- （ ）内は実施回数の基準

(3) 利用対象者

原則として、横浜市内の就学前児童とその保護者（在園児とその保護者は含まれません。）

3 公募の条件

(1) 事業開始予定月

平成 28 年 4 月

(2) 実施園の条件

中区内に設置されている認可保育所とします。

(3) 事業実施内容等に係る基本的事項

私立常設園における事業実施内容等は、次の各項目の他、別紙4～7に示す要綱・要領の定めによります。これらを熟読、理解の上、申請を行ってください。

ア 利用料

利用者から利用料を徴収することはできません。ただし、事業内容によって実費を徴収することは可能です。（その場合は実費相当分を超えないようにしてください。）

イ スタッフ配置基準

私立常設園には、利用者数にかかわらず、常時2名以上の私立常設園専任スタッフ（以下「専任スタッフ」という）を配置していただきます。

なお、専任スタッフは、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育てに関する知識と理解のある者でなければなりません。（資格の有無は問いません。）

ウ 補助対象経費及び補助金額（予定）

補助金額は、【別紙6】認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金交付要綱の第4条に規定する金額及び経費とします。

なお、補助金の支払いは概算払いとし、四半期ごとに交付します。

エ 個人情報の保護等

事業を通じて、利用者の個人情報を取り扱う場合があります。その際は、「横浜市個人情報保護条例」を遵守し、個人情報の保護に努めなければなりません。

(4) 実施場所

選定された認可保育所の園庭・園舎

(5) 補助の取り消し

以下の内容に該当した場合、補助金の交付の全部または一部を取り消すことがあります。

ア 「横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要領」に定める事業の内容を、実施できなかった場合。（事業内容については本募集要項の2(2)事業内容を参照）

イ 保育所としての認可を取り消された場合。

ウ 横浜市補助金の交付に関する規則第19条各号に該当するとき。

- ・ 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- ・ 補助金等の他の用途への使用をしたとき。
- ・ 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- ・ その他、法令、条例またはこの規則に基づき市長が行った指示に違反したとき。

(6) 議会の議決

本募集要項に基づく実施園の募集の成立は、本事業実施に係る平成 28 年度の予算案が、横浜市会において可決されることを条件とします。

可決されなかった場合には、募集を行わなかったものとして取り扱いますが、応募に係る経費、準備費等の損害賠償等には一切応じられません。

4 運営団体の選定

(1) 募集園数

1 園

(2) 選定の流れ

時 期	手続等
平成 28 年 1 月 27 日 (水)	募集要項の公表・申請書の受付開始
同 1 月 27 日 (水) ~ 2 月 4 日 (木)	質疑の受付
同 2 月 12 日 (金)	質疑の回答 (ホームページ掲載)
同 2 月 19 日 (金) 午後 5 時	申請書の受付〆切
同 2 月下旬頃	選定委員会開催、書類選考、応募園によるプレゼンテーション等
同 3 月上旬頃	選定結果通知
同 4 月	事業開始 (予定)

(3) 質疑及び回答

この要項に関する質疑及び回答は、次により行います。

ア 質疑を行うことができる者

本募集要項の 3 (2) 実施園の条件に該当する者とします。

イ 質疑の方法

本募集要項の 4 (2) 選定の流れの質疑の受付期間内に、電子メールまたはファクシミリにより受け付けます。来庁及び電話による問い合わせには一切応じられません。【別紙 1】質疑票に、質疑の要旨を簡潔にまとめて次の送付先へ送信してください。

【質疑送付先】 横浜市中区こども家庭支援課 子育てひろば私立常設園担当

電子メールアドレス na-chiikikosodate@city.yokohama.jp

FAX 番号 045-224-8159

※ ファクシミリでお送りいただいた場合は、あわせて到着確認のお電話 (045-224-8198) を担当あてにお願い申し上げます。

ウ 回答

質疑の受付期間内に提出された全ての質疑内容とその回答について、2月12日（金）までに横浜市中区ホームページにおいて公表します。（質問者の個人情報は公表しません。）

質疑への回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

(4) 申請方法

次のとおり、申請書及び添付書類一式を提出場所まで直接御持参ください。

ア 申請書に添付する書類

【別紙2】子育てひろば私立常設園指定申請書に記載のとおり

イ 申請書類受付期限

平成28年2月19日（金）午後5時まで

※ 書類の確認にお時間をいただくことがあります。また、状況によりお待ちいただくことがありますので、必ず事前に「6 問い合わせ先」に記載されている担当者に御連絡いただき、日程調整のうえ、お越してください。

ウ 提出場所

中区こども家庭支援課（横浜市中区日本大通35）

※ 持参以外の方法による書類の提出はお受けできません。

エ 追加書類の提出

アの提出書類の他に、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

オ 提出書類の著作権の帰属等

提出書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、提出された書類について情報公開請求があった場合は、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがありますので、あらかじめ御承知おきください。

また、本市は必要な場合に提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

なお、提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。

カ 費用の負担

申請にかかる費用は、すべて申請者の負担とします。

キ 資料の取扱い

本市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

ク その他留意事項

(7) 提出期限後は、提出された書類の内容を変更することはできません。

(4) 以下に該当する場合、その応募は無効とします。

- ・ 応募資格を有しないもの
- ・ 応募書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ・ 応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ・ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの
- ・ 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合

(5) 提出書類において使用する言語は日本語とし、通貨は円とします。

(5) 選定方法

実施園の選定に当たっては、横浜市中区長が外部委員による選定委員会を設置し、委員会の評価の結果及び意見を踏まえて、指定します。

ア 選定において考慮する事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①区内の子育て支援関係施設、資源等の分布状況②区内の子育て中の保護者及びその児童の人口分布状況③保育所への交通の便等の立地条件④保育所の施設、設備の状況⑤保育所の「地域子育て支援事業」の実施計画の内容⑥保育所の地域の子育て支援に関する事業の実績⑦その他区長が必要と認める事項 |
|---|

イ 選定委員会

子育て支援に理解のある学識経験者、子育て支援関係者、市民活動支援に関わる方などを委員として予定しています。

(7) 書類選考及びプレゼンテーションの実施

審議にあたっては、応募園の提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査、評価します。

申請者は、選定委員会においてプレゼンテーションを行っていただきます。選定委員会の日時は、申請後にお知らせします。

(4) 留意事項

申請者が、選定委員会の委員であると認識し、委員に接触、連絡等をするを禁じます。接触、連絡等の事実があり、選定に関して不正な行為があったと認められる場合には失格とすることがあります。

ウ 評点が同点となった場合の措置

評点が同点となった場合は、選定委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

エ 最低評価得点に達していない場合の措置

総合評点が最低評価得点に達していない申請者は、順位にかかわらず選定しません。

オ 選定結果通知

選定結果（選定又は非選定の結果等）は、全ての応募園に文書により通知します。通知の時期は、3月上旬を予定していますが、選定作業の状況により時期を変更する場合があります。

カ 選定結果の公表

新規実施園の選定後、選定状況の概要については横浜市中区ホームページ等において公します。

5 別添資料等

【別紙1】 質疑票

【別紙2】 子育てひろば私立常設園指定申請書及び提出書類一式

【別紙3】 子育てひろば私立常設園事業計画書 第2－7号様式及び第4号様式
記入上の注意

【別紙4】 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要綱

【別紙5】 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要領

【別紙6】 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金交付要綱

【別紙7】 育児支援センター園及び子育てひろば私立常設園の指定に係る手続き等に関する要綱

6 問い合わせ先

※本要項の内容等について質疑がある場合には、本募集要項の4（3）質疑及び回答に従い、書面により提出してください。

※その他のお問い合わせについては、次をお願いします。

横浜市中区子ども家庭支援課 子育てひろば私立常設園担当 担当者 藤井、生野

住所 横浜市中区日本大通 35

電話 045-224-8198 F A X 045-224-8159

電子メールアドレス na-chiikikosodate@city.yokohama.jp